

議第 3 号

議案第 38 号 令和 4 年度京丹後市一般会計予算に関する附帯決議

上記の決議を京丹後市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 金 田 琮 仁 様

令和 4 年 3 月 29 日提出

提出者 京丹後市議会予算決算常任委員会
委員長 谷 津 伸 幸

提案理由

予算決算常任委員会での意見をふまえ提出するもの。

(別記)

議案第38号 令和4年度京丹後市一般会計予算に関する附帯決議

令和4年度一般会計予算を修正可決したことにより、下記の決議を付する。

記

- 1 地域経済循環促進事業と地域消費喚起事業はデジタルポイントの導入による地域内における経済循環を促進する事業であると理解する。その上で、本事業の効果的な実施と公平性の観点から、多くの市民利用と協力事業者の参画が必要不可欠である。しかしながら、本市において電子決済を利用していない市民、導入していない事業者も多く存在する現状を鑑みて、次の事項について指摘する。
 - (1) デジタルポイントの発行に際しては、市民が利活用する上で公平性に留意すること。
 - (2) 市民に対して事業の周知を図り、利用促進に向けたリテラシー教育等の機会を検討すること。
 - (3) 事業者に対して伴走支援を実施するなど、導入・運用しやすい環境を整備すること。

 - 2 丹後王国「食のみやこ」支援事業のなかで丹後王国展望台等解体撤去事業及び丹後王国展望台等跡地活用事業は、平成16年度の台風23号によって被災し、長年の課題であった丹後王国「食のみやこ」の丹後王国タワーを撤去し、その跡地活用としてスケートボード施設整備に向けた検討会議及び工事設計を行う事業である。

撤去事業と跡地活用事業を同時に行うことで、有利な財源である合併特例債を活用することは理解する。一方で跡地活用としてのスケートボード施設整備については、関連団体等との事前調整が不十分であると判断せざるを得ない。よって、次の項目について指摘する。

 - (1) 跡地活用について、スケートボード施設整備ありきではなく、ゼロベースで幅広く検討すること。
 - (2) 丹後王国「食のみやこ」は、本市観光における中核施設の一つであるので、市が管理するエリア活用について、関連団体等と十分な協議を行うこと。
- 以上、決議する。

令和4年3月29日

京都府京丹後市議会